財務費用	59,277,844		
雑損	6,483,700		
臨時損失	263,154	153,282,984,054	
⑵　（控除）自己収入等			
スポーツ振興投票事業収入	△109,064,833,285		
国立競技場運営収入	△ 2,160,238,297		
国立スポーツ科学センター運営収入	△ 383,885,575		
ナショナルトレーニングセンター運営収入	△ 509,600,866		
国立登山研修所運営収入	△ 1,769,935		
スポーツ及び健康教育普及事業収入	△ 84,146,184		
利息及び配当金収入	△ 576,147,154		
共済掛金収入	△16,753,235,741		
受託事業収入	△ 1,973,441,870		
寄附金収益	△ 22,710,922		
資産見返寄附金戻入	△ 9,414,597		
財務収益	△ 220,517,771		
雑益	△ 634,820,986		
臨時利益	△ 192,536,020	△132,587,299,203	
業務費用合計			20,695,684,851
Ⅱ　損益外減価償却相当額			2,468,418,875
Ⅲ　損益外減損損失相当額			6,369,104,812
Ⅳ　損益外利息費用相当額			332,404
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			2,539,369
Ⅵ　引当外賞与見積額			40,486,259
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 275,714,941
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		25,425,331	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		—	25,425,331
Ⅸ　（控除）国庫納付額			△ 9,614,253,897
Ⅹ　行政サービス実施コスト			19,712,023,063

注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ　重要な会計方針

独立行政法人会計基準の改訂

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、「独立行政法人会計基準等」という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１　運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制等を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

当センターの予算編成においては運営費交付金のほか国立競技場運営収入等の自己収入も財源としており、予算執行に際しては各事業の特性に応じて財源を割り当てることとしております。そのため、一定の期間や特定の業務に係る費用と運営費交付金収益との対応関係を明らかにすることができません。中期計画及びこれらを具体化する年度計画等においても実施している業務等に係る費用と運営費交付金収益との対応関係が明らかにされておりません。以上より、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であることから、費用進行基準を採用しております。

２　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	３～17年
車両運搬具	２～７年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	９～10年
特許権	８年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（４～５年）に基づいております。

⑶　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３　支払備金の計上基準

学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるため、給付見込額を計上しております。